

学校生活のきまり

次にあげる学校生活のきまりは、明るく楽しい学校を築くために定めたものである。これらのきまりをよく守り、自他共に充実した学校生活を送るよう努力しよう。

1. 登下校

始業時刻の10分前までに登校することを心がける。なお特別な許可のない生徒の7時30分以前の登校は認めない。

最終下校時刻は、17時とする。ただし、部活動等で顧問の先生の承認をうけた場合、下校時刻を延長することができる。

登校後は下校時刻まで、無断で校外に出てはならない。外出する際には、生徒手帳の連絡欄または外出許可証に外出理由を記入し、必ず学級担任（以下担任とする）の承認印をうける。

土曜・日曜・祝日、その他の休日の無届登校は認めない。

自転車通学を希望する者は、事前に生徒部に自転車通学申請書を提出して許可をうける（オートバイ・自動車等での登校は禁止する）。

2. 服装・装飾品・頭髪

服装は以下に定める〈服装規定〉に従う。

〈服装規定〉

男女とも本校所定の制服を着用する。

① 制服

- ・本校所定の制服（ブレザー・ズボン・スカート・ネクタイまたはリボン）
- ・白ワイシャツ

(a) 11月1日から4月30日（冬季）の服装について

セーター・ベスト・カーディガンを着用する場合には、紺・白・灰・黒・茶・ベージュの無地で、ネクタイ・リボンの確認ができるものを着用すること。ただし、あくまでも制服着用を優先とする。

登下校の際の寒さへの対応として、本校所定の制服の上に防寒着を着用してもよい。ただし、パーカーは認めない。

(b) 5月1日から10月31日（夏季）の服装について

男女とも、ブレザーを着用しなくてもよい。ワイシャツの場合ネクタイ・リボンなしも可とする。男女とも、白ワイシャツを白無地のポロシャツにしてもよい（ただし、この規定は生徒会との合意事項であり、著しい合意違反が目立つ場合は破棄される）。

(c) シャツの第2ボタンまできちんとしめること。

(d) 制服を変形させたり、加工を施さないこと（特にスカートを切るなどの加工をして短くしない。スカートの上部を折るなど着用に関することも含む）。

② バッジ（校章）

ブレザー着用の際は、左襟に所定のバッジをつける。

③ 履物

上履…所定の上履き（学年色）

校庭 …運動靴

体育館…所定の運動靴

④ 体育着

体育着は、本校所定の上下のトレーニングシャツ・ズボン・短パンツ・半袖シャツとする。

以上の規定以外のものを使用（異装）する必要がある場合は、事前に生徒手帳の連絡欄に記入の上担任へ提出し、さらに生徒部（体育着の場合は体育科も）の許可をうける。

装飾品は身につけない。

髪は特に事情がない限り、脱色・染色・パーマ・ヘアエクステンションその他の加工をせず、身なりを清潔に保ち、高校生としてふさわしいものにする。

化粧をしないこと（カラーリップクリーム等も含む）。

3. 欠席・遅刻・早退

(1) 欠席・遅刻する場合は、必ず学校に連絡する。

ただし、欠席が連続して1週間をこえる場合は、保護者の届書を提出する。

(2) 忌引の場合は事前に学校に連絡し、届書を提出する。忌引日数は次のとおりである。

父母7日、祖父母・兄弟姉妹は各3日、曾祖父母・伯叔父母・甥姪・従兄弟姉妹は各1日、父母の祭祀を行うとき1日。ただし遠隔地等特別の事情のあるときは、担任に申し出る。

(3) 欠課および早退をする場合は、担任および教科担任に連絡し承認を得る。

4. 携帯品

(1) 携帯品にはかならず記名する。

(2) 生徒証・生徒手帳は常に携帯する。

学校生活に不必要なもの、多額の金銭は携帯しない。貴重品は常に身につけるか、または、ロッカー等での施錠管理を徹底し、教室・更衣室等に放置しない。

(3) 盗難・紛失等が生じた場合は速やかに担任へ届けるとともに、紛失・盗難届を生徒部に提出する。

校内で金品を拾得した場合は、直ちに担任または生徒部に届ける。

5. 授業

(1) 授業中は身だしなみを整えて私語を慎み、教室内を授業にふさわしい状態に保つ。

(2) 授業開始に遅れた時は、後部出入口より入室し、授業終了後教科担任にその理由を申し出る。

(3) 授業中やむを得ず教室外に出る際には、教科担任の許可をうける。

6. 清掃美化

(1) 毎日定められた分担区域を、責任をもって清掃する。

(2) 施設・設備・用具を大切に、清潔・整頓に心がける。

7. 校内生活全般

(1) 校内における集会・印刷物の配布・募金活動・署名等については、あらかじめ関係の先生に相談の上、生徒部の許可をうける。

(2) 掲示については、次の要領で行う。

① 掲示物については、生徒会の許可および検印をうける。

② 掲示期間は、原則として2週間以内とする。

③ 掲示責任者は、期限の過ぎた掲示物を責任をもって撤去する。また、掲示物は無断ではがしてはならない。

④ 原則として、掲示物は所定の場所に所定の方法（メンディングテープ又は養生テープの使用等）によって掲示するものとする。

(3) 部活動は次の要領で行う。

① 部活動は事前に活動届を提出し、定められた時間と場所で行う。

② 休日の活動および対外試合への参加・外部の団体への加入等は部顧問に届け、生徒部を通じて副校長の許可をうける。部活動で、本校教職員以外の人を依頼するときも同じ手続きをとる。

③ 定期考査前1週間および最終日を除く定期考査期間中は、原則として部活動は行わない。ただし、公式戦までの練習日が10日間確保できない場合に限り、考査後の練習日数が10日に満たない分を補てんする日数分のみ練習することができる。

④ 本校生徒としてふさわしくない行動をとった部・同好会は、解散を命ずることがある。

(4) 昼食は、原則として昼休みに各自の教室でとる。

(5) 暴力・喫煙・飲酒等高校生として不適切な行為は厳禁とする。

(6) 生徒のみでの火気使用は厳禁とする。

8. 校外での活動

(1) 常に本校生徒としての自覚を持ち、公共マナーを遵守する。

(2) 風紀上好ましくない場所への出入は禁止する。

(3) アルバイトは原則として認めない。やむを得ない理由があり、保護者の責任のもとでアルバイトをする場合は、事前に担任と相談し指導をうける。

(4) 校外で調査およびその他の活動を行う場合は、顧問または担任と相談の上、生徒部を通して副校長の許可をうける。

(5) 交通法規や交通マナーを遵守し、常に事故をおこさないように十分注意する。事故のあった場合はただちに学校へ報告する。

9. 休業中の登校

(1) 在校時間は、原則 8 時 30 分より 16 時とする。

(2) 使用前後に顧問（担任・担当・日直）の先生に報告を行い、教室および施設の整理整頓を行う。

(3) 事故等が起きた場合は、ただちに顧問等（担任・担当・日直）の先生に届ける。

10. 生徒日直

(1) 各HRとも日直をおく。

(2) 日直は窓やカーテンの開閉・消灯・エアコン管理・清掃などについて各係の活動に協力する。その他、担任の指導のもとに活動する。

(3) 日直はSHR終了後、「HR日誌」にその日の状況を記入し、担任に提出する。